CLASS 202	（略）	（略）
	Setaria L.	エノコログサ属
CLASS 203	（略）	ヌカボ属
	（略）	カモガヤ属
	（略）	（略）
	Phalaris L.	クサヨシ属
	Phleum L.	アワガエリ属
	（略）	イチゴツナギ属
CLASS 204	（略）	ミヤコグサ属
	Onobrychis Mill	オノブリキス属
	（略）	ツノウマゴヤシ属
	（略）	シャジクソウ（クローバー）属
CLASS 205	Cichorium L.	キクニガナ（チコリー）属
	（略）	アキノノゲシ（レタス）属
CLASS 206	Calibrachoa Cerv.	（略）
	（略）	（略）
CLASS 207	（略）	（略）
	（略）	キク属
CLASS 208	(Statice) Goniolimon Boiss.	（略）
	（略）	（略）
	Psylliostachys (Jaub. & spach) Nevski	（略）
CLASS 209	（略）	（略）
	Verticordia DC.	（略）
（略）	（略）	（略）

CLASS 202	（略）	（略）
	Setaria	えのころぐさ属
CLASS 203	（略）	ぬかぼ属
	（略）	かもがや属
	（略）	（略）
	Phalaris	くさよし属
	Phleum	あわがえり属
	（略）	いちごつなぎ属
CLASS 204	（略）	みやこぐさ属
	Onobrychis	オノブリキス属
	（略）	つのうまごやし属
	（略）	しゃじくそう（クローバー）属
CLASS 205	Cichorium	くにがな（チコリー）属
	（略）	あきののげし（レタス）属
CLASS 206	Calibrachoa Llave & Lex.	（略）
	（略）	（略）
CLASS 207	（略）	（略）
	（略）	きく属
CLASS 208	(Statice) Goniolimon	（略）
	（略）	（略）
	Psylliostachys	（略）
CLASS 209	（略）	（略）
	Verticordia	（略）
（略）	（略）	（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　種苗法第二十一条第二項の農業を営む者で政令で定めるものが、この省令の施行前に、この省令による改正後の種苗法施行規則別表第三に掲げる植物に属する登録品種等（同法第二十一条第二項に規定する登録品種等をいう。）の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いた場合には、その更に用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品に係る育成者権の効力については、なお従前の例による。